

議 長	局 長	課 長	総務調査G長	議事G長	担 当	関 係 者
阿多	西島	立野	森	原田		上野 東

<議員用>

第8号様式 (第7条関係)

令和4年 3月31日

霧島市議会議長 阿多 己清 様



住 所 霧島市隼人町神宮五丁目10-15
サンファミリー宮内201号

議 員 名 松枝 正浩



政務活動費収支報告書

霧島市議会政務活動費の交付に関する条例第8条の規定により、下記のとおり令和3年度霧島市議会政務活動費収支報告書を提出します。

記

- 1 収入 政務活動費 120,000円
その他 0円

2 支出 (単位:円)

項目	金額	備考 (主な内訳)
調査研究費	0円	
研修費	0円	
広報費	0円	
広聴費	0円	
要請・陳情活動費	0円	
会議費	0円	
資料作成費	170円	別紙のとおり
資料購入費	36,012円	別紙のとおり
人件費	0円	
事務所費	85,000円	別紙のとおり
合計	121,182円	

3 残 額 0円

令和 3年度 政務活動費支出内訳書

(別紙)

項目分類No.	支出額	摘要	領収書No.
10	80,000	事務所費 40,000円/月×4ヶ月=160,000円 160,000円÷2=80,000円	別紙①(契約書) 別紙②(領収書)
10	5,000	事務所駐車場費 2,500円/月×4ヶ月=10,000円 10,000円÷2=5,000円	別紙③(契約書) 別紙④(領収書)
8	3,525	誰にも分かる社会生活六法－法律相談Q&A 追録76	①
8	3,501	明解 選挙法・政治資金法の手引き 追録66	①
8	6,006	質疑応答 議会運営実務提要 追録250-251	②
8	16,170	自治体の財政診断入門 他3冊	②
8	1,860	赤旗(日曜版・2月～3月)	③
8	4,950	自治体議員が知っておくべき政策財務の基礎知識 他1冊	③
7	170	資料作成のためのコピー	④
計	121,182		

※出張旅費1件あたりの合計額を計上する際は、旅費計算書を必ず別に添付すること。

※可能な限り、項目分類ごとに整理して記載すること。

項目分類No.	1. 調査研究費	2. 研修費	3. 広報費
	4. 広聴費	5. 要請・陳情活動費	6. 会議費
	7. 資料作成費	8. 資料購入費	9. 人件費
	10. 事務所費		

建物賃貸契約書

賃貸人 [REDACTED] と、賃借人 松枝 正浩 とは、次に表示の建物（以下、「本件建物」という。）につき、賃貸借契約を締結した。

建物の表示

所 在 霧島市隼人町内山田一丁目7番15号

構 造 木造二階建の一階事務所

床面積 25.57平方メートル

第1条（建物の用途）

賃借人は、本件建物を事務所の目的のみに使用するものとする。

第2条（賃料）

本件建物の賃料は月額40,000円也とし、原則、賃借人は毎月始めにその月分を、賃貸人の指定する口座に振り込むものとする。その際の振込手数料は賃借人が負担するものとする。賃貸借期間が1月に満たないときの賃料は日割り計算の額とする。

第3条（敷金）

敷金は、必要としないものとする。

第4条（賃貸期間）

賃貸借期間は、令和3年12月1日から令和4年3月31日までの期間とする。

第5条（契約の更新）

契約の更新は、賃貸人と賃借人との協議による。

第6条（建物の経費）

本件建物の使用により生じる電気、水道、ガス等の経費は、全額賃借人が負担する。

第7条（事前承諾）

賃借人は、次の場合には、賃貸人の事前承諾を受けるものとする。

- (1) 建物の模様替えまたは造作その他の工作をするとき
- (2) 本契約に基づく賃貸権の他への譲渡又は転貸をするとき

第8条（現状回復）

本契約の終了の後は、賃借人が事前承諾を受けた建物の工作箇所以外の本件建物を賃貸借成立当時の原状に復した上で、賃貸人に返還するものとする。

第9条（解除）

賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があったときは、賃貸人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- (1) 賃料の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
- (2) 賃貸人の承諾なく賃借権の譲渡、転貸又はこれらに準ずる行為があったとき
- (3) 賃貸人の承諾なく本件建物の工事または造作の付加をしたとき
- (4) 本契約が定める目的以外で本建物を使用したとき
- (5) 本件建物を暴力団もしくはこれに準ずる者が使用していることが判明したとき
- (6) 賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があったとき
- (7) その他本契約に違反したとき

第10条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、賃貸人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第11条（信義則）

賃貸人及び賃借人は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記のとおり契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年12月1日

賃貸人：住所

氏名

賃借人：住所 霧島市隼人町神宮5丁目10番15号 サンファミリー宮内201号

氏名 松枝 正浩



領 収 書

松枝 正浩 御中

発行日：令和4年 12月 / 日

金額 ¥40,000

但し、 事務所賃借料として

上記正に領収いたしました。

福島市隼人町内山田1丁目8番25号

橋本 浩

松枝 正浩 御中

発行日：令和4年 / 月 4 日

金額 ¥40,000

但し、 事務所賃借料として

上記正に領収いたしました。

福島市隼人町内山田1丁目8番25号

橋本 浩

松枝 正浩 御中

発行日：令和4年 12月 / 日

金額 ¥40,000

但し、 事務所賃借料として

上記正に領収いたしました。

福島市隼人町内山田1丁目8番25号

橋本 浩

松枝 正浩 御中

発行日：令和4年 12月 / 日

金額 ¥40,000

但し、 事務所賃借料として

上記正に領収いたしました。

福島市隼人町内山田1丁目8番25号

橋本 浩

駐車場使用契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下甲) と、賃借人 松枝 正浩 (以下乙) との間に、次の通り駐車場使用契約を締結した。

第1条 (駐車場契約)

甲はその所有する次の駐車場に乙の事務所来訪者の車両を駐車することを約した。

所 在：霧島市隼人町内山田1丁目4-33

第2条 (使用料)

賃料は、1か月 金2,500円とし、乙は毎月の月始めにその月分を甲の住所に持参にて支払うものとします。

第3条 (使用期間)

駐車場の使用期間は、令和3年12月1日から令和4年3月31日までの4ヶ月間とします。

第4条 (事故等の責任)

本件駐車場内での盗難、損壊などの事故が発生した場合また、他車等とのトラブルが発生した場合、甲は一切の責任を負担しない。

第5条 (遵守事項)

乙は次の事項を遵守しなければならない。

1. 駐車場の現状を変更してはならない。
2. 造作物等を設置する場合は、事前に甲の承諾を得なければならない

第6条 (契約解除)

乙が次の場合に該当したとき、甲は、催告をしないで直ちに本契約を解除することができるものとします。

1. 本契約に違反し、賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。

以上の通り駐車場使用契約が成立しましたので、これを証するため本契約書2通を作成し、各自押印の上各1通を所持します。

令和 3年12月 1日

甲) 賃貸人

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]



乙) 賃借人

住所 霧島市隼人町神宮5丁目10-15

氏名 松枝 正浩



領 収 書

松枝 正浩 御中

発行日：令和3年 〇月 / 日

金額 ¥2,500

但し、 駐車場用地賃借料として

上記正に領収いたしました。

福島市平人町内山田1丁目4番33号

桐原 絹子

松枝 正浩 御中

発行日：令和3年 / 月 4日

金額 ¥2,500

但し、 駐車場用地賃借料として

上記正に領収いたしました。

福島市平人町内山田1丁目4番33号

桐原 絹子

松枝 正浩 御中

発行日：令和3年 〇月 / 日

金額 ¥2,500

但し、 駐車場用地賃借料として

上記正に領収いたしました。

福島市平人町内山田1丁目4番33号

桐原 絹子

松枝 正浩 御中

発行日：令和3年 〇月 / 日

金額 ¥2,500

但し、 駐車場用地賃借料として

上記正に領収いたしました。

福島市平人町内山田1丁目4番33号

桐原 絹子

請求書

下記のとおりご請求申しあげます

2021年12月16日

書籍名	追録号数	数量	単価	金額	摘要
明解 選挙法・政治資金法の手引	66	1	3501	3501	
				合計金額	3501

(10%対象 3,501円 消費税 318円)
ご納本NO. 1262706723

899-5121

霧島市隼人町神宮5-10-15

サンファミリー宮内201
松枝 正浩 様

お客様No. 46-220-61-011-0 1部

新日本法規出版株式会社

代表取締役 謙一

417 0066-0
選挙手引

〒460-8455
ご照会先

取引銀行 福岡銀行

払込受領証 (コンビニエンスストア用)

払込人氏名 松枝 正浩 様

4622061011000

金額 3,501円

受取人 新日本法規出版株式会社

受領印

収入印紙 (コンビニエンスストア取納用)
73776
22年12月03日
ファミリーマート 取納

お客様控

請求書

下記のとおりご請求申しあげます

2021年12月14日

書籍名	追録号数	数量	単価	金額	摘要
誰にもわかる社会生活六法-法律相談Q & A-	76	1	3525	3525	
				合計金額	3525 (税込)

(10%対象 3,525円 消費税 320円)

899-5121

霧島市隼人町神宮5-10-15

サンファミリー宮内201
松枝 正浩 様

お客様No. 46-220-61-011-0

344*0076-0
生活六法

新日本法規出版株式会社

代表取締役 謙一

払込受領証 (コンビニエンスストア用)

払込人氏名 松枝 正浩 様

4622061011000

金額 3,525円

受取人 新日本法規出版株式会社

受領印

収入印紙 (コンビニエンスストア取納用)
73776
22年12月03日
ファミリーマート 取納

お客様控

請求書

松枝 正浩

様 令和 4年 1月 17日

東京都江東区新木場1丁目18番11号 (〒136-8575)

株式会社きょうせい
代表取締役 成 吉

金額には消費税及び地方消費税が含まれております。(10%) (0150-0061941)

下記のとおりご請求いたします。

ご請求額	¥6,006.-	お得意様No (請求No)	(201233973)
------	----------	------------------	-------------

お支払は 令和 4年 2月 28日までにお願いします。

品名	追録号数	数量	単価	金額	備考
質疑応答 議会運営実務提要	250- 251	1	6,006	6,006	

振込金受領証
(金融機関・コンビニエンスストア用)

払込人氏名
松枝 正浩
お問い合わせ番号
709206672
金額
6,006
内消費税額
546

受取人
株式会社きょうせい
振込先
みずほ銀行東京営業部
普通 4913720
かぎヨウセイ

受領印
収入印紙貼付欄
(収入印紙) 36126
22125
ローソン
(お客様控)

(振込先) みずほ銀行東京営業部 (001)
普通預金 4913720 かぎヨウセイ
(要打電項目) 201233973 マツエタ マサヒロ

領 収 証 No. 0180745

松枝 正浩 様 2022年 2月 17日

金額 716170

但し 置籍代行として 上記の通り領収致しました。

取扱店舗 鹿 児 島 店
TEL (099) 216-8838

株式会社 丸善ジュンク堂書店

※金額を訂正したもの、及び社印のないものは無効です

1. 自治体の財政診断入門	2,750円
2. 自治体債権の滞納処分停止・債権放棄の実務	3,960円
3. 自治体経営監査マニュアル	3,850円
4. 自治体財務の実務理論	5,610円
合計	16,170円

* 領収書は、重ならないように貼付のこと。
* 宛名、領収年月日、件名の漏れがないか確認のこと。

領 収 証

松枝正浩

No. _____

様

★ 7/1860-

但「しんぶん報」日曜版 2022年2月24日分として

2022年2月28日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

〒899-4332

消費税額等(%)

日本共産党始良地区委員会

鹿児島県霧島市国分中央1丁目16-11 第一愛宕荘101

TEL (0995) 73-8988

FAX (0995) 73-8990

コクヨ ウケ-77

領収証番号: 000008075

2022年03月11日 No.02-000203715

領収証

松枝正浩

様

金額

¥4,950-

内ルナカード利用計

¥0(内消費税等 ¥0)

内現金扱い等計

¥4,950(内消費税等 ¥450)

但し

書籍分として

上記正に領収いたしました。

株式会社善ジュンク堂書店 鹿児島店

〒892-0826 鹿児島県鹿児島市呉服町6-5 マルヤガーデンズ6F

電話099-216-8838

1. 自治体議員が知っておくべき政策財務の基礎知識	(3,300円)
2. 自治体DX	(1,650円)
合計	4,950円

* 領収書は、重ならないように貼付のこと。

* 宛名、領収年月日、件名の漏れがないか確認のこと。

領 収 書

029

松枝正浩 様

¥170-

但し、

市総務
文書

コピー代として

上記のとおり領収致しました。

令和4年3月30日



霧島市役所 総務課

文書法制グループ長 柳田 謙一郎

- * 領収書は、重ならないように貼付のこと。
- * 宛名、領収年月日、件名の漏れがないか確認のこと。